

# いじめ防止基本方針

平成29年10月

大阪狭山市

(令和5年6月改訂)

# \*\*\* 目 次 \*\*\*

はじめに

## I. 基本的な考え方

1. いじめの定義	3
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	
具体的ないじめの態様(例)	3
3. いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	5

## II. いじめの防止等のための施策

1. いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
大阪狭山市いじめ問題等対策委員会(大阪狭山市教育委員会の附属機関)	
2. 大阪狭山市教育委員会が取り組む主な施策	6
3. 学校が実施する施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置	8

## III. 重大事態への対処

1. 大阪狭山市教育委員会又は学校による調査	9
2. 重大事態の報告	9
3. 調査主体について	9
4. 調査を行うための組織について	10
5. 事実関係を明確にするための調査の実施	10
6. 調査結果の提供及び報告	11
7. 市長による再調査(法第30条第2項)	11
8. 再調査を行うための組織について	11
9. 再調査結果の報告(法第30条第3項)	11
★ 重大事態対応フロー図	12

## はじめに

---

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

大阪狭山市教育委員会では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、本市独自の「いじめ問題の取り組み指針」を示すとともに「一人ひとりの子どもが尊重される学校づくりのために」という冊子を作成し、その防止と対策にあたってきました。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受けて、大阪狭山市教育委員会は改めて、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携しながら、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、ここに改訂いたします。

## I. 基本的な考え方

大阪狭山市教育委員会は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)の規定に基づく「いじめの定義」「基本理念」のもと、いじめをなくすための対策に取り組んでいくこととします。

### 1. いじめの定義(法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

### 2. いじめの防止等の対策に関する基本理念(法第3条より)

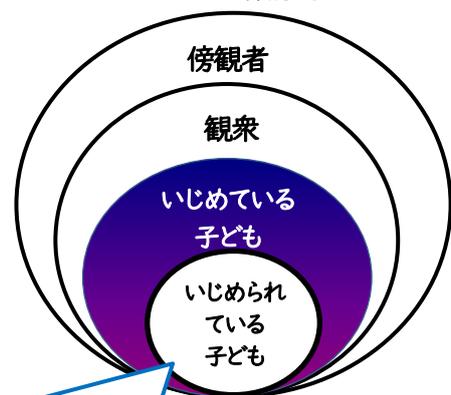
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### 具体的ないじめの態様(例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の内容に応じては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要な場合もあります。

<いじめの4層構造>



いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

### 3. いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等に関する基本的な考え方は、次の5点です。

#### (1) いじめの未然防止 「いじめはしない・させない・ゆるさない」の継続

—地域社会全体で取り組む—

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境をつくり出す必要があります。また、そうした社会とのかかわりの中で子どもに、自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。 —大阪府いじめ防止基本方針より—

保護者や周りの大人が、

- ①「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という認識をもつこと
- ②「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示すこと
- ③保護者は家庭での話し合い等を通して規範意識を養うとともに、いじめから子どもを保護すること。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談すること

学校の教育活動全体を通じて、

- ①心の通う人間関係づくりを推進すること
- ②ストレス等に適切に対処できる力を育むこと
- ③どの子どもも安心できる学校づくりをすること
- ④地域、家庭と連携し、子どもの人権意識を育むよう、普及啓発を行うこと

#### (2) いじめの早期発見 「いじめは早期発見・早期対応が重要」

- ①全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くように努めること
- ②ささいな兆候にも、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知すること
- ③定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること

#### (3) いじめへの対処 「学校・家庭・地域の協力が大切」

- ①いじめを認知した者は直ちに、いじめを受けた児童生徒の安全を確保すること
- ②学校は、いじめた側の児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協力しながら組織的な対応を行うこと
- ③学校は、家庭や大阪狭山市教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携を行うこと
- ④教職員は平素より、いじめの対処の在り方について、理解を深めておくこと
- ⑤学校は、組織的な対応を可能とするような体制整備を行うこと

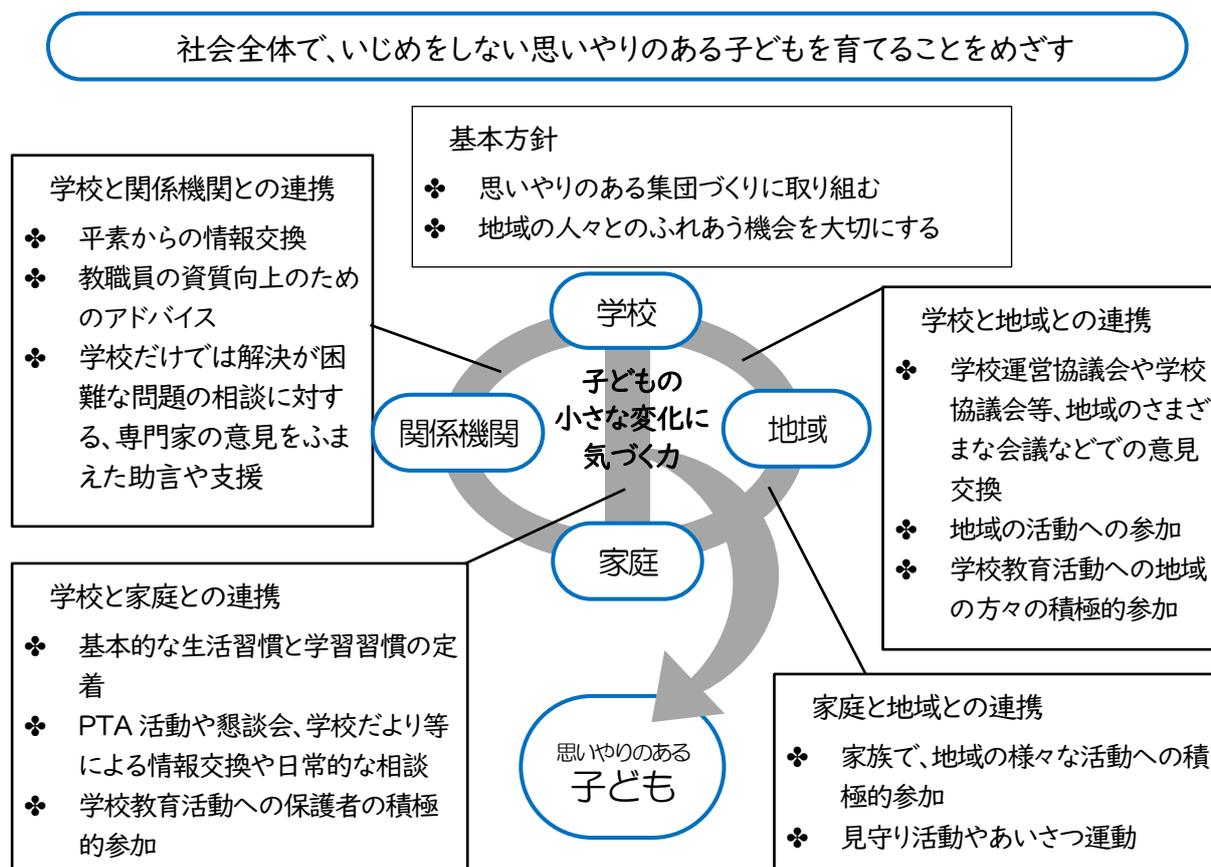
#### (4) 地域や家庭との連携について 「地域とともに歩む学校づくりの推進」

学校は、家庭、地域と連携した具体的な対策を推進するとともに、組織的な体制を構築し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように努めること

## (5) 関係機関との連携について

- ①学校は、関係機関(P.7※参照)と連絡会議(黒山地区青少年健全育成会・大阪狭山市小中学校生活指導研究協議会)等を通して、生徒指導についての情報共有に努めること
  - ②学校内外の相談窓口について児童生徒へ適切に周知するとともに、相談体制の充実を図ること
  - ③いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について
- 学校と警察は、児童生徒を被害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連帯体制構築が求められること
- (4文科第2121号 令和5年2月7日付より)

### <連携のイメージ図>



大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、率先して責任ある行動をとることが大事です。 —大阪府いじめ防止基本方針より—

## Ⅱ. いじめの防止等のための施策

### 1. いじめ防止等の対策のための組織の設置（法第14条第3項）

#### 大阪狭山市いじめ問題等対策委員会（大阪狭山市教育委員会の附属機関）

大阪狭山市教育委員会は、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため、大阪狭山市教育委員会に附属機関として「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」を置きます。

- ・「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」は、大阪狭山市教育委員会の諮問に応じ、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの防止等の調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行います。
- ・「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。また、委員は法律、医療、心理、人権、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とします。
- ・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」の内容についてPDCAサイクルにより点検、必要に応じて見直しを行います。

### 2. 大阪狭山市教育委員会が取り組む主な施策

次の事項について、取組みを推進します。

#### 1. 人的整備と体制づくり

- ・いじめ防止等の対策を推進するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの人的整備と体制づくり

#### 2. 道徳教育及び体験活動の充実

- ・道徳の授業研究・体験活動の推進
- ・思いやりのある集団づくりをめざす人権教育の推進 など

#### 3. いじめを防止する取組みの推進

- ・子どもが自主的に行う児童会や生徒会活動への支援
- ・いじめ防止のための啓発活動など

#### 4. 早期発見のための措置

- ・定期的な調査（毎月の問題行動調査等）
- ・スクリーニングシステムの導入
- ・保幼小中の連携の推進 など

#### 5. 相談体制の充実

- ・子ども・保護者・教職員がいじめに関する相談ができる体制づくり

#### 6. 教職員の資質向上

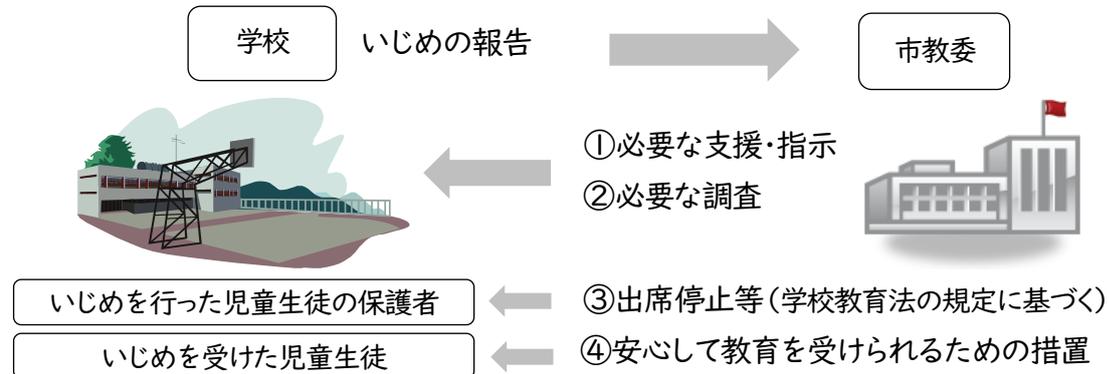
- ・各学校へ派遣しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと各学校の代表者による連絡会の実施
- ・いじめに関する研修の実施
- ・人権教育研修や実践交流会 など

#### 7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン等、インターネットに起因するトラブルから子どもを守る研修の実施
- ・地域の団体との協力による保護者への啓発活動の実施 など

## 8. いじめに対する措置

大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして対応する



## 9. 重大事態への対処

(P.9「Ⅲ.重大事態への対処」を参照)

## 10. 保護者への周知

- ・家庭教育の大切さや家庭で気をつけておきたい点について周知
- ・教育委員会規則で定めている「出席停止に関する事項」を学校や保護者へ周知

## 11. 学校評価と教員評価の留意点提示

- ・隠さず、迅速かつ適切に、組織的に取組めるかという視点で評価

## 12. 学校運営改善の支援

- ・学校運営協議会及び学校協議会などを活用し、いじめの防止の視点から見た学校マネジメントの支援と地域ぐるみの取組みの推進

## ※関係機関

教育関係……	教育相談機関(適応指導教室フリースクールみ・ら・い)等
警察・司法関係…	黒山警察署等
福祉関係……	富田林子ども家庭センター、大阪狭山市家庭相談員等
保健・医療関係…	病院、保健所等
その他……	大阪府教育委員会、大阪狭山市教育委員会、児童養護施設等

## 3. 学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

#### ①学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めます。

### 「学校いじめ防止基本方針」に記載する内容

- いじめ防止に関する学校の基本的な考え方
- いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置
- 未然防止
- 早期発見
- いじめに対する措置
  - 通報や相談があった場合の対処 ○当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言
  - いじめが起きた集団への働きかけ ○ネット上のいじめへの対応
- 校内組織のイメージ図
- 重大事態への対処
- いじめ防止等の取組みについての年間計画

### ②学校いじめ防止基本方針の運用

学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるために、次の点を大切にします。

- 児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにします。
- 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより見直します。
- 生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、ホームページなどに掲載し周知します。
- 必要に応じて、大阪府教育委員会の「問題行動への対応チャート」を活用します。

## (2)いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止等対策委員会)の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織「いじめ防止等対策委員会」を置きます。

- いじめ防止等対策委員会は、校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成します。
- 本委員会は、
  - ①学校基本方針に基づくいじめ防止の計画的な取組み
  - ②いじめの相談・通報の窓口
  - ③いじめや問題行動などの情報収集
  - ④いじめの疑いに係る情報があった時の対応 等を組織的に実施するための中核としての役割を担います。

## Ⅲ. 重大事態への対処

### 1. 大阪狭山市教育委員会又は学校による調査(法第28条第1項)

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに、その下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとします。

重大事態とは(法第28条第1項)

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害(※1)が生じた疑いがあると認めるとき(1号事案)

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(※2)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(2号事案)

※1「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

※2「相当の期間」

年間 30 日を目安とするが、児童生徒が連続して欠席しているような場合には、日数に関わらず迅速に調査に着手する

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

### 2. 重大事態の報告

○重大事態が発生した場合は、以下の順に発生の報告を行います。

学校 ➡大阪狭山市教育委員会 ➡ 大阪狭山市長

(市長への報告の後) ➡大阪府教育庁➡文部科学省 ◀➡ こども家庭庁

(必要に応じて関係府省と共有)

### 3. 調査主体について

○調査を行う主体は、個別の事案ごとに決定します。

不登校重大事態(2号事案)に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きいと、学校が調査にあたることを原則とします。

ただし、1号事案、2号事案とも、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、大阪狭山市教育委員会が主体となって行います。

## 4. 調査を行うための組織について

大阪狭山市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかにその下に組織を設け、調査を行います。

### ○学校における組織

- ・各学校のいじめ防止等対策委員会

ただし、法第28条第3項に基づき、大阪狭山市教育委員会は調査を実施する学校に対し必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。(専門家の関与など)

### ○大阪狭山市教育委員会における組織

- ・大阪狭山市いじめ問題等対策委員会(事務局職員による調査を指導助言する、第三者委員会)

- ・大阪狭山市いじめ問題調査委員会

各委員は、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しておらず、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

## 5. 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にし、同種の事態の再発を防止することを目的として、調査を実施します。

(1) 事実関係の調査は、次の3点を中心に速やかに行い、可能な限り明確にするよう努めます。

- ①いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われたか
- ②いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ③学校・教職員がどのように対応したか

(2) 調査を実りあるものにするために、以下の点を大切にします。

- たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合うこと
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合はいじめられた児童生徒から、不可能な場合は、その保護者から十分に意見等を聴き取ること
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙等による調査や聴き取り調査などを行うこと
- 児童生徒の安全を最優先し、事実関係の確認と指導を行い、いじめ行為を速やかに止めること
- いじめられた児童生徒に継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこと
- 文部科学省の、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)に基づき、事案の重大性を踏まえて、適切に対応に当たること
- 自殺の背景調査にあたっては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査 研究協力者会議)を参考とすること
- 詳しい調査を行うに当たり、大阪狭山市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくこと

- 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めること
- 情報発信や報道対応は、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うこと

## 6. 調査結果の提供及び報告(法第28条第2項)

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。

大阪狭山市教育委員会又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、大阪狭山市教育委員会が大阪狭山市長に報告します。(学校が主体となって調査を実施した場合も、大阪狭山市教育委員会を通じて大阪狭山市長に報告します。)いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて大阪狭山市長に提出します。

## 7. 市長による再調査(法第30条第2項)

大阪狭山市教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた大阪狭山市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行うことができます。

## 8. 再調査を行うための組織について

再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「大阪狭山市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

## 9. 再調査結果の報告

「大阪狭山市いじめ問題再調査委員会」は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

また、大阪狭山市長は、再調査を行ったときは個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を大阪狭山市議会に報告します。

★重大事態対応フロー図

